令　和　７　年　度

七里小学校放課後子ども居場所事業のご案内

**○ 放課後子ども居場所事業とは**

「放課後子ども居場所事業」は、小学校に就学する児童を対象に学校施設等を利用して、すべての児童に多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とし、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する事業です。

**○ 運営事業者について**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | 特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ |
| 概　要 | 当法人は、地域の子どもたちが安心して過ごせる「第２のおうち」のような環境を提供することを目的に、2014年3月設立しました。2014年4月　北区日進町の宮前小校区に民設放課後児童クラブを開設2015年7月　南区文蔵の文蔵小学校区に民設放課後児童クラブを開設2017年4月　桜区栄和の栄和小校区及び中島小校区に民設放課後児童クラブを開設2018年2月　桜区西堀の土合小校区及び中島小校区に民設放課後児童クラブを開設2018年12月　緑区東浦和の大牧小校区に民設放課後児童クラブを開設2019年3月　南区文蔵の文蔵小校区に２施設目の民設放課後児童クラブを開設2019年12月　北区日進町の宮前小校区に２施設目の民設放課後児童クラブを開設2023年4月　南区文蔵の文蔵小校区に３施設目の民設放課後児童クラブを開設2024年2月　中央区鈴谷の鈴谷小校区に民設放課後児童クラブを開設2025年4月　見沼区東宮下の七里小学校にて放課後子ども居場所事業を開始予定 |

**○ 申込みについて**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利 用 希 望 月 | 受 付 日 時 | 受 付 場 所 |
| ４月１日～ | 令和７年１月１９日（日）①第１回説明会終了後～午後０時②第２回説明会終了後～午後３時 | 【持参】七里小学校　七里放課後児童クラブ室 |
| 令和６年１２月２０日（金）～令和７年１月３１日（金）必着※簡易書留等の記録の残る方法での提出をお勧めします。郵便事故等による書類の未着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。 | 【郵送】宛先〒330-0063さいたま市浦和区高砂4-4-12第３岡昭ビル306特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ七里小学校居場所事業　入室申込受付係 |
| ５月１日以降 | 利用する月の前月１０日までにお申込みください。詳しくは運営事業者へお問い合わせください。 |

※区役所支援課・支所・市民の窓口では申込みの受付を行っておりません。

※**七里小学校**では申込みの受付を行っておりません。

**○ 事前説明会について**

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　日　時 | 実 施 場 所 |
| 令和７年１月１９日（日）第１回　午前１０時開始（午前９時４５分開場）第２回　午後１時開始（午後０時４５分開場） | 七里小学校　七里放課後児童クラブ室 |
| その他 |
| ・当説明会参加は、必須ではありません。・事前説明会の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。・実施時間は１時間程度を想定していますが、質疑応答等により多少前後する可能性があります。・内容は事業者の紹介、放課後子ども居場所事業の概要について、質疑応答等です。・内容は１回目・２回目とも同じ内容となります。出席可能な回にお越しください。 |

※合わせてホームページに掲載している「七里小学校放課後子ども居場所事業　事前説明会及び入所受付のご案内」もご覧ください。会場における注意事項等を掲載しております。

**○ 利用区分**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利 用 区 分 | 区 分 １ | 区 分 ２ |
| 利用時間 | 小学校の授業のある日 | 放課後～午後５時 | 放課後～午後７時 |
| 小学校の授業のない日（土曜日、学校長期休業期間等） | 午前８時～午後５時 | 午前８時～午後７時 |
| 閉 所 日 | 日曜日、祝・休日、年末年始（１２月２９日～１月３日）及び市長が特に認める日 |
| 活 動 内 容 | 【遊びの場】宿題・自由遊び・体験活動など | 【遊びの場＋生活の場】宿題・自由遊び・体験活動など |
| 就労等の理由 | 不 要 | 必 要 |
| お や つ | な し | 　　　あ り（※） |

　　　※おやつ代は別途2,000円がかかります。

**○ 選考について**

選考はありません。対象となる児童は、どなたでも利用できます。令和７年２月頃に決定通知書を発送する予定です。

※特別な支援を必要とする場合は、児童の発達状況などをより詳しく理解するため、事前に運営事業者と面談を行うことがあります。

**○ 対象となる児童**

① 事業実施校に就学する児童

② 事業実施小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童

③ 区分２を利用する場合は、①又は②に該当し、就労等により保護者が17時以降に家庭にいない児童

**○ 区分２を利用する場合の利用できる期間**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 利 用 事 由 | 利 用 期 間 |
| １ | 就　労 | 居宅外又は居宅内で労働していること | 就労している期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。 |
| ２ | 求職活動 | 求職活動をしていること | 入所した日から２か月。ただし、この間に「対象となる児童」の③を満たした就労を開始し、就労証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（３月３１日）まで延長します。 |
| ３ | 就　学 | 就学していること | 就学している期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。 |
| ４ | 出　産 | 保護者が出産予定であること | 出産予定日を含めた、最長３か月以内の期間。 |
| ５ | 病　気 | 疾病又は負傷している状態にあること | 左記の事由により、入所を必要とする期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。 |
| 障　害 | 心身に障害を有していること |
| 看護・介護 | 同居及び別居の親族を常時看護・介護していること |
| ６ | 災　害 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること | 災害の復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。 |

※利用申込みに必要な書類については、３ページ、４ページをご確認ください。

※育児休業取得期間中は区分１の利用はできますが、区分２は育児休業から復帰した場合に利用ができます。詳しくは運営事業者にお問い合わせください。

**○ 利用料と減免について**

**利用料金（月額）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利 用 区 分 | 区 分 １ | 区 分 ２ |
| 利 用 料 金 | ４，０００円 | ８，０００円 |

※月の途中で入所、退所をした場合の利用料金は、日割計算となります。

　　　※区分２は、おやつ代が別途2,000円かかります。

**減免による月額利用料金は以下のとおりです。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 減 免 事 由 | 区 分 １ | 区 分 ２ | 添 付 書 類 |
| 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯、及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯 | 　　　　０円 | 　　　　０円 | 生活保護受給証明書 |
| 令和６年度（令和５年分）の市町村民税非課税世帯 | 　　　　０円 | 　　　　０円 | 所得・課税(非課税）証明書 |
| 令和６年度（令和５年分）の市町村民税所得割非課税世帯 |  ０円 | ２，０００円 | 所得・課税(非課税）証明書 |

※利用料の減免を受ける場合は、申請書と一緒に表にある添付書類を運営事業者へ提出してください。

**○ 利用料の納付**

利用料は、各運営事業者へお支払いいただきます。詳しい納付方法は運営事業者へお問い合わせください。

**○ 利用申込みに必要な書類**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | ○：必須×：不要△：対象者のみ | 利用区分 | 区分１ | 区分２ |
| 利用料金 | 減免なし | 減免を希望 | 減免なし | 減免を希望 |
| １　利用申込書 | **○** | **○** | **○** | **○** |
| ２　家庭状況調書 | **○** | **○** | **○** | **○** |
| ３　児童の記録 | **○** | **○** | **○** | **○** |
| ４　保護者の就労証明書等 | **×** | **×** | **○** | **○** |
| ５　ひとり親であることを証明するもの | **×** | **△** | **△** | **△** |
| ６　児童に特別な支援が必要であることの証明 | **△** | **△** | **△** | **△** |
| ７　利用料の減免申請に必要な書類 | **×** | **○** | **×** | **○** |

・利用申込書、家庭状況調書、児童の記録

児童1人につき１枚提出してください。複数の児童が利用する場合もそれぞれ提出が必要です。

・保護者の就労証明書等

次頁の「就労等により保護者が午後５時以降に家庭にいないことを証明するもの」を参照し提出してください。

　・ひとり親であることを証明するもの

戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し等

　・児童に特別な支援が必要であることの証明

　　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、特別支援学級の在籍証明、医療機関の診断書等

　・利用料の減免申請に必要な書類

　　　生活保護受給証明書、所得・課税(非課税）証明書等

**○ 申込内容に変更が生じた場合**

申込み後又は利用開始後、変更が生じた場合は、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用変更届」を必ず提出してください。提出先は、運営事業者になります。詳しくは運営事業者へお問い合わせください。

**○ 利用者説明会について**

利用の承認を受けた方につきましては、別途利用者説明会を実施いたします。日時・会場につきましては改めて通知いたします。

**○ 就労等により保護者が午後５時以降に家庭にいないことを証明するもの**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 利 用 事 由 | 提 出 書 類 |
| １ | 就　労 | 就労証明書※自営業の方は、営業許可証、開業届などの写しもあわせて提出してください。 |
| ２ | 求職活動 | 誓約書※入所期間は２か月です。２か月以内に基準を満たす就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。 |
| ３ | 就　学 | 在学（入学）証明書とカリキュラム表など授業日数や時間がわかるもの |
| ４ | 出　産 | 母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所） |
| ５ | 病　気 | 医師の診断書※保育困難であることが明記されていること |
| 障　害 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し |
| 看護・介護 | 介護申立書および看護・介護対象者の次のいずれかの書類ア　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しイ　介護保険証の写しウ　医師の診断書 |
| ６ | 災　害 | 罹災証明書の写し |

※保育園等の利用申込みにご用意いただいたもののコピーでも提出可能です。

※保護者が単身赴任等で別居している場合も、その方の証明書が必要です。

※兄弟姉妹２人以上の利用申込みの場合、各証明書類の原本を１部用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※書類の提出が必要な方は保護者のみです。同居する親族の方などの書類の提出は不要です。

※各証明書類は、３か月以内に発行されたものの提出を原則とします。

**○ 注意事項**

・児童の安全確保のため、原則、保護者のお迎えをお願いします。必ず利用時間内にお迎えを終えてください。

・駐車場はありませんので、車でのお迎えはご遠慮ください。

・申請内容に虚偽が認められたときは、利用承認を取り消す場合があります。

・公設放課後児童クラブまたは民設放課後児童クラブとの重複利用はできません。放課後児童クラブの入室申込みがお済の方で本事業の利用申込みをした場合は、必ず区支援課または民設放課後児童クラブへ申込みの取り下げを行ってください。

・いただいた個人情報は、さいたま市放課後子ども居場所事業の利用以外の目的には使用しません。

**○ お問い合わせ先**

さいたま市役所子ども未来局子育て未来部放課後児童課

　ＴＥＬ　０４８－８２９－１７１８　　ＦＡＸ　０４８－８２９－２５１６

七里小学校放課後子ども居場所事業運営事業者　特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ

　ＴＥＬ　０４８－７６４－８１４９　　ＦＡＸ　０４８－７６４－８１５９